

第 29 回 浜田市農業委員会総会会議事録

日 時：令和 5 年 6 月 23 日（金）9：30～10：32
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1 番 原田 義一 3 番 佐々木京子 5 番 川本 聖光 6 番 野上 省三 7 番 岡本 健治
10 番 宮崎 龍生 11 番 玉田 一 12 番 高橋 伸幸 13 番 大崎 健太 14 番 中田 善喜
17 番 渡辺 弘之 18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1 番 前田 正典 2 番 徳田マスエ 3 番 永見 繁廣 4 番 小谷 保雄 6 番 領家 悟
8 番 岡本 正文 11 番 串崎 美之 12 番 小松原常雄 13 番 渡邊 弘登 14 番 河野 恒弘
14 番 近重 邦昭 16 番 田村 邦麿 17 番 岡田 勝 19 番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】（6名）

2 番 三浦 寿紀 4 番 柿元 信次 8 番 青葉 真 9 番 河崎 健 15 番 林 秀司
16 番 佐々森義見

【農地利用最適化推進委員】（4名）

5 番 小川 明人 9 番 藤若 裕香 10 番 橋本 安延 18 番 大谷 数義

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 報告

認定電気通信事業者等が行う農地転用届（1件）

(3) 議案

議第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について（6件）

議第 2 号 農用地利用集積計画の策定について（6件）

議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（2件）

議第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（2件）

議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2件）

議第 6 号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（6件）

(4) その他

浜田市農業委員会農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

令和 5 年 6 月 23 日

浜田市農業委員会
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課：山本農業振興係長、松本事務員
しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長

それでは、ただいまから第 29 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。梅雨に入っていますが、その後、いい天気が続いております、予報によりますと来週くらいから雨が少し降るようでございます。今のところ水不足というのは聞いておりませんが、場合によっては水不足にもなるかなあと心配しているところです。

本日の議事が円滑に進行できますように、皆様のご協力をよろしくお願いたします。本日の欠席は、農業委員では、2 番三浦委員、4 番柿元委員、8 番青葉委員、9 番河崎委員、15 番林委員、16 番佐々森委員、農地利用最適化推進委員の 5 番 小川委員、9 番藤若委員、10 番橋本委員、18 番大谷委員、以上 10 名の方から欠席の届出をいただいております。

なお、本日の議事録の署名者でございますが、10 番の宮崎委員、11 番の玉田委員です。よろしくお願いたします。

それでは議事報告に入ります。

認定電気通信事業者等が行う農地転用届が 1 件でております。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料をご覧ください。場所は、旭町山ノ内の田 1 筆 1062 m²の内 4 m²です。申請地は、農用地区域外のため農振除外の手続きは行っておりません。この届出は、携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月末までの予定となっております。以上です。

議 長

以上で報告が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。無いようですので、議事・議案に入ります。「議第 1 号、農業振興地域整備計画変更」について、浜田市より意見を求められております。それでは、農林振興課の説明をお願いいたします。

農業振興係長

農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。事前に配布しております浜田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。まず、変更理由書の内容を説明させていただきます。今回は一般管理分の変更について一般住宅用の変更について 3 件、3 筆、794 m²、墓地用地として 1 件、1 筆、10 m²、駐車場用地として 2 件、2 筆、46 m²、合計 6 件、6 筆、850 m²を除外したいと考えております。

次に変更計画の概要ですが、田んぼ 5.75 アール、畑 2.75 アール、合計 8.5 アールです。次に農用地区域に含める土地、用途区分を変更する土地については変更ありません。

続きまして、農用地利用計画変更総括表ですが、田んぼについては四捨五入して 6 アール、畑については四捨五入して 3 アールとなっております。

次に変更土地証書ですが、こちらには除外する土地地番、除外の理由を記載しております。

次に変更要件確認表において除外の要件確認内容を記載しております。次に農用地利用計画において除外する地番を記載しております。次に土地利用計画図において地図をつけております。以降個別の写真を添付しております。

事前の質問においてですが、所有者の管理状況について水源水路の確保はされているかということでございますが、現況地目は田ではなかったのですが、登記簿地目が田でありますので田で記載をしております。

この写真をみていただくとわかりますように水源水路はない状況です。

以上、今回 6 件の農業振興地域整備計画変更理由書について説明させていただきました。

議 長	<p>以上で説明が終わりましたが、何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。資料等は事前に送っていますので、お目通ししていただいていると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。農業振興地域整備計画変更につきまして、浜田市にそのように回答いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。申出のありました利用権設定は、6件、12筆、19,890㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、令和5年6月30日から令和5年7月13日までの14日間、開始日を令和5年7月1日以降とされています。</p> <p>事前質問をいただいております。</p> <p>法人の会社ですが、利用目的について質問をいただいております。</p> <p>「2、4番の畑」、「3番の水田」は何を栽培されていますか、というご質問です。</p> <p>「2、4番の畑」は大豆、「3番の水田」は水稻を栽培される予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議第1号について、説明が終わりました。</p> <p>皆様方から何かありましたらお願いいたします。ありませんか。</p> <p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>集積計画は、農業委員、推進員の決議をお願いいたします。</p> <p>農用地利用集積計画について、原案どおり承認いただける方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。</p> <p>続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業の健全な発展に寄与することを目的とする農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく「農地の所有権移転や農地の転用」などについて審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。</p> <p>1件目の6号について説明します。資料をご覧ください。申請は、旭町木田の田、4筆、6,073㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、県外に居住し、耕</p>

作することができないため 譲受事由は、空き家バンク事業を利用し、居宅と農地を取得し、営農を行うためです。これについて事前質問がありました。譲受人の年齢、所有機械、農業経験はどのような状況ですか、というご質問です。年齢は39歳で、所有機械はありません。農業経験は農作業歴が5年と申請書に記載してあります。この申請は、譲渡人の希望により空き家バンク事業で居宅と土地を一括で売買したいということでした。なお、譲受人は、法人からお願いされ、法人の構成員及び従業員になっておられ、今後も農作業に従事されます。該当農地を耕作する法人の構成員になるということで、農地の取得も可能となり、将来は自身での耕作も考えておられます。

2件目の7号について説明します。申請は、内村町の田、1筆、634㎡で、有償の所有権移転です。譲渡事由は、高齢で耕作することができないため。譲受事由は、規模拡大。自宅から前で耕作できなくなる農地を取得し、家族で耕作するため。周辺地域との関係については、譲渡前と同様に耕作する。とされています。事前質問がありました。譲受人の年齢についてのご質問です。譲受人は79歳ですが、周辺の自己所有の農地とあわせて耕作されます。現地確認で譲受人にお尋ねしましたが、お子さんがおられますので将来はお子さんが耕作される予定です。以上の2件の案件につきまして、現地確認等により、農地法第3条第2項に該当しない農地で、すべての農地を利用すること、労働力、地域との関係を見て、問題がないことにより、許可相当と判断いたしました。以上です。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。1件目の6号につきまして、16番 佐々森委員 もしくは 田村委員、お願いします。

田村委員

先般、事務局と農業委員とで現地確認を行いました。ただいま説明があったとおりでございます。若い女性ではありますが、空き家バンク制度を活用してこちらへこられまして、法人の構成員となって作業をされるということで、既に作業を実施しておられまして問題ないというように判断しております。よろしくお願いたします。

議 長

続きまして、2件目の7号につきまして、3番 佐々木委員 もしくは 永見委員、補足説明がありましたらお願いします。

佐々木委員

先般、事務局と永見推進委員と現地確認にまいりました。写真で見て取れるように、両方きれいに田んぼを植えて整理されておられまして、田んぼを譲り受けて、息子さん一緒にされるということで安心しました。79歳ということですので、とても元気でその日も作業されていまして、何の問題もないと思えました。そして今後、息子さんが一緒にされるということで、正直とても嬉しかったです。よろしくお願いたします。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

～ 挙手、全委員 ～

議 長

挙手、全委員です。承認といたします。

続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請は、2件です。

事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。「農地の所有者など権利を有する者自らが、農地を農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用を行う際」、制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。資料をご覧ください。

1件目の6号について説明します。申請は、三隅町古市場の畑、2筆、121㎡です。転用目的は、個人住宅拡張ですが、平成3年頃母屋増築、平成4年頃物置を建築されていたため、顛末書が添付されています。周辺への影響は、影響を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。と申請されています。農地区分は農用地区域除外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地です。許可の判断は、第3種農地で原則許可の農地であり、農業公共投資（土地改良事業、他の補助事業）の対象となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地であり、農地法第4条第6項の不許可事由に該当しない農地（地域における営農及び集積に影響を及ぼさない）と判断しました。事前質問はありませんでした。

2件目の7号について説明します。資料をご覧ください。申請は、金城町下来原の畑、1筆、111㎡です。転用目的は、駐車場ですが、令和5年2月に墓地工事のため、土砂を搬入され、駐車場として利用されておられるため、顛末書が添付されています。被害の防止対策等については、土砂流出による周辺農地への影響がないようにする。万一の場合は、責任を持って対処する。とされています。農地区分は、農用地区域除外、都市計画区域外で、第2種農地であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、農地法第4条第6項の制限に該当しない農地として許可相当と判断しました。事前質問があります。許可申請のきっかけは他者から忠告されたためですか。農地法を理解したうえで、工事完了後に提出されたのですか。顛末書から後述のように思われ悪質ではないか。というご質問です。これについては、他者から忠告されたものではないと伺っています。申請者は墓地工事を行うにあたり、該当土地は宅地と思われ、事前に土砂搬入されました。その後、地目山林の中に墓地を建立する手続きを行う際、申請地が農地と判明し、あわせて分筆の手続きと駐車場への転用手続きを行うこととされました。宅地と思われ駐車場とされましたが、農地に復旧することが困難なことから許可申請と顛末書を提出されています。以上、聞き取りを行い、農地法を理解したうえで悪質に提出されたものではないと確認いたしました。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1件目の6号につきまして、17番渡辺委員もしくは岡田委員、補足説明がありましたらお願いします。

岡田委員

17番推進委員の岡田でございます。これは、顛末書もついておりました、相続によって、家の管理するにあたっての農地であるということでございますので、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、「7号」につきまして、渡辺委員、補足説明がありましたらお願いします。

渡辺委員

先般、現地確認しましたが、事務局の報告のとおりですのでよろしく願いいたします。

議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。無いようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>挙手、全委員です。承認いたします。 続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。資料等をご覧ください。1件目の5号について説明します。資料をご覧ください。申請は、原井町の畑、1筆、46㎡です。転用目的は、住宅用敷地で、昭和41年11月頃に住宅を建築しているため、始末書が添付されています。被害の防止対策等については、隣接地はすべて宅地で農地への影響はないと思われるが、万が一の場合は責任を持って対処する、とされています。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第一種住居地域で、第3種農地で原則許可の農地です。農業公共投資の対象となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地であり、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当する農地として許可相当と判断しました。</p> <p>2件目の6号について説明します。 資料をご覧ください。申請は、津摩町の畑、2筆、24.99㎡です。転用目的は、宅地拡張で、庭及び駐車場として使用されます。被害の防止対策等については、隣接地はすべて宅地で農地への影響はないと思われるが、万が一の場合は責任を持って対処する。雨水、生活排水は市道側溝へ放流、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処するとされています。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第一種住居地域の第3種農地で原則許可の農地です。農業公共投資の対象となっていない住宅化が進んでいる生産性の低い農地であり、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当する農地として許可相当と判断しました。</p> <p>5条許可申請につきまして、事前質問はありませんでした。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 1件目の5号につきまして、19番長野委員、お願いします。</p>
長野委員	<p>先般、現地を確認いたしました。道路沿いには住宅がずーっと建っているような状況でございますが、図で言いますと山陰本線が通っているような立地です。顛末書もつけておりますが、やむを得ないと判断したところでございます。</p>
議長	<p>続きまして2件目の6号につきまして、1番前田委員、お願いします。</p>
前田委員	<p>6月9日に事務局と原田会長、私の4名で現地確認をいたしました。本人の希望は宅地の拡張と自宅の庭と駐車場ということで問題ないと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>

佐々木委員 先ほどから、4条5条と顛末書が昔から度々出てくるのですが、市民のみなさんに理解していただかないと限りなくでていくような気がします。その辺を市報等でお知らせしていかないといけないのかなあと思いました。以上です。

事務局 許可申請がでていっているのは先ほどもありましたが、相続登記とか誰かの土地を譲りたい等の理由で出ているのが現状です。佐々木委員さんが言われるとおり、こういった案件はかなりありますし、無断転用というのはかなり数あると思います。これを全部指導するのは困難かもしれませんが、広報やホームページを通じてみなさんに引き続き周知していきたいと思えます。

議 長 佐々木委員、よろしいでしょうか。

佐々木委員 はい、ありがとうございます。

議 長 最近はどういった例はあまりないのですが、昔、建築したようなものが時々出てくるというのが、顛末書等であらわれていると思います。最近では広報等で農地転用の場合は許可を得てくださいということも掲載しておりますので、多少改善された感じはしますが、昔のものは、まだ大分あると思われまので、そこはお互い注意して行かなくてはいけないと思っております。

そのほか何かご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので採決に入ります。第5条の規定による許可申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手 全委員 ～

議 長 挙手、全委員です。承認いたします。

続きまして、議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）は、6件です。事務局の説明をお願いします。併せて事前質問等ありましたら説明をお願いします。

事務局 非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法施行の昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの自然災害により被災、埋まってしまったもの浜田市農業委員会においては、自然荒廃や耕作放棄により長期間放置（概ね20年程度）し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付しております。

資料をご覧ください。

1件目の「6号」について説明します。申請は、旭町木田の田畑、6筆、3,270㎡で、昭和63年4月頃より耕作放棄、現況原野となって現在に至っていると申請されています。申請地は農用地区域内の農地もありますが、農業公共投資の対象となっていない農地で、現地確認等により農地として再生することは非常に困難な農地として証明可能と判断いたしました。

続きまして2件目から4件目の「7～9号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町井野の「6号が畑、1筆、1,021㎡」、「7号が畑、1筆、628㎡」、「8号が畑、1筆、393㎡」で、申請地周辺は山林であり、申請地も昭和年月日不詳より山林となっており農地への復旧は無理と申請されています。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農業公共投資の対象となっていない第2種農地で、現地確認等により再生困難な農地として証明可能と判断いたしました。

続きまして5件目の「10号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、旭町木田の畑、4筆、526㎡で、申請地は昭和年月日不詳より山林、原野となっていると申請されています。申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第2種農地で、現地確認等により再生困難な農地として証明可能と判断いたしました。

続きまして6件目の「11号」について説明します。資料をご覧ください。申請は、三隅町岡見の田畑、11筆、5,978㎡で、申請地は数十年前から耕作放棄、山林となっていると申請されています。申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない第2種農地で、現地確認等により再生困難な農地として証明可能と判断いたしました。事前質問がありました。配布している写真で植林した様子が見られる。農地に植林する手続きを説明していただきたい。というご質問です。浜田市農業委員会では、以前から植林して山林化した場合も非農地証明の対象としております。ただし、他市では、非農地証明ではなく、転用(4条.5条)で許可申請するよう指導されている場合もあります。また、植林後整備されている山林は、転用(4条.5条)の対象とし、植林後、整備されていない場合は非農地証明の対象にされている農業委員会もあります。当農業委員会といたしましては、前例等を参考に植林をされ、概ね20年以上経過し、山林化した場合は、非農地証明の対象とさせていただきたいと考えております。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「6号と10号」につきまして、16番の田村委員、お願いします。

田村委員 現地確認を行いまして、先ほど事務局から説明があったとおりです。6号、10号ともに長年耕作をしておられない状況で再生困難と判断いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、7号～9号につきまして、6番 野上委員もしくは領家委員から補足説明がありましたらお願いします。

領家委員 現地確認を野上委員と事務局とで見てまいりました。ここら辺は、昭和40年頃から山林になっており、田んぼや畑への復旧は難しいと思いましたので、よろしく願いいたします。

議長 「11号」につきまして、17番渡辺委員もしくは岡田委員から補足説明がありましたらお願いします。

渡辺委員 10月6日に現地を確認しました。写真のとおり、前には行けない状態になっていて、事務局からの説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
はい、ないようですので採決に入ります。
議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全委員 ～

議長 挙手、 全委員です。承認といたします。

続きまして、その他、「農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う意向調査」について、事務局の説明をお願いします。

事務局

皆様にお配りしております「農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う意向調査」をご覧ください。意向調査の内容は、前回改選と同じものです。この調査は、評価委員の皆様事前に電話連絡させていただき趣旨を説明、本日の午前9時から評価委員さんに集まっていただき、了解をいただきましたので、ご提案しました。内容につきましては、来年2月末をもって任期満了される委員の皆さんの次期就任のご意向を確認させていただくものです。回答期限を7月20日（木）としており、お手数をおかけしますが事務局まで提出をお願いします。なお、現委員の皆様には引き続きご就任いただきたいと思います。しかし、どうしても次期就任が困難で、辞退を希望される場合は、辞退にチェックされ、裏面をご確認いただき、ご担当地区より後任者の方の推薦をいただきたいと思います。現委員、特に農業委員さんの就任が困難な場合の次期委員の選出につきましては、認定農業者、準認定農業者、女性農業者、40歳以下の若い農業者などに配慮し選出いただきますようお願いいたします。なお、過去の選出と同様に、事務局で後任の候補者を探すことは、地域の実情などがわからないことなどから、非常に難しいのが現状ですので、どうぞご理解ご協力いただきますようお願いいたします。今後の日程ですが、令和5年7月20日（木）お配りしました委員改選意向調査の提出期限です。令和5年8月1日から31日まで、広報及びホームページで募集を行います。応募の状況は、8月中旬と8月末の状況をホームページでお知らせします。応募の状況にもよりますが、選考委員会開催後、12月の議会同意等の手続きを行います。任期が始まります翌年令和6年3月1日に、市長より辞令交付の予定です。

議長

今、事務局から説明がありましたように我々の任期は来年の2月末までということですので、そのつもりで意向調査を行うということで、これは例年やっておりますので、皆さんご存知のことだと思っております。この度、特にお願いしたいことは、女性委員の登用ということでこれは、国も県も言っていることですのでございます。先般、しまね農業委員会女性協議会会長の佐々木会長の方から各市町村の首長に対しまして、女性農業委員の積極的な登用について、今年改選されます農業委員会の市町村長にお願いに伺っておられます。浜田市にも会長、事務局長をはじめお願いにいられたところがございます。各地域ごとに概ね人数が決まっております。次の委員を選考する場合は、できれば、農業委員、推進委員一堂に会していただきたい。また、認定農業者が過半数いるということもあります。女性委員も登用しなくてはならないということもあります。こういったことを加味しながら、次の委員の推薦や立候補をお願いしたいと思っております。皆さんもご異論等あると思いますが、そのような選考をしていただけたらと思っております。この意向調査を利用しながら、継続するか、やめる方は次の方を推薦していただければと思います。7月の総会までには提出していただければと思います。農業委員の任命には議会の同意が必要ですので、よろしく申し上げます。何かわからない点ありましたらお願いします。ありませんか。

玉田委員

認定農業者の説明があつたのですが、認定農業者「等」というのは、ほかに何かあるのでしょうか。

事務局長

認定農業者等というのは、まず、農業者である個人、認定農業者である法人の

業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人ということで「等」となっております。法人の農業団体でも認定農業者でなければ「等」には該当しません。

議長

その他、全体を通じまして何かありましたらご意見をお願いします。
はい、大崎委員。

大崎委員

自分の担当地域の新開団地、七条地区なのですが、今、楽天さんが借りられて10年ということで1ヘクタール借りて年間3万円くらいということで、農林業支援センターで調整されて耕作されることになったのですが、実際3、4カ月経って2mくらいの草が生えて、何も手を付けていない状態なんです。浜田市長がオーガニックビレッジ宣言を掲げて、4/25のTECだよりに掲載されていますが、1年前よりひどい状態になっている。自分たちの役目として、楽天の遠藤社長は有機で作るから1年、2年は残留農薬があるので、耕作せずに置いておくという問題がでてくるのですよ。その辺は、自分たち委員が楽天に草だけでも起こしてくださいと指導するのか。調査も耕作放棄地になるのか。このままだと逆にひどくなっていくのではと思う。オーガニックでやるということは無農薬、除草剤を使えない。楽天が思うような面積ができるのか。金城はイベント利用する体育館もあるし、ブドウやイチゴの観光の拠点でもあるし、その通り道にもなるしどうなっているのでしょうか。

事務局

今すぐ、こうですという即答はないですが、委員さんが言われたような農地管理の問題は、他の楽天が借りている農地でも出てくる問題だと思いますので、本日委員からいただいた意見は、農林振興課、農林業支援センターにも伝えておきます。今後どのようにやっていくのかというのは協議していきます。

議長

そのほか何かご意見等ありますか。無いようですので、以上を持ちまして、第29回総会を終了します。

終了 午前10時32分